

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画 (案)

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～

後ほど図を挿入

令和7年 10 月版

習志野市教育委員会

はじめに

※教育長あいさつ

目次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等	6
1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化	6
2 国・千葉県の動向	6
第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等	7
1 前期計画の振り返り	7
(1) 実施状況	7
(2) 前期計画の目標達成状況	8
(3) アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点	11
第4章 基本目標・基本方針・施策体系	18
1 基本目標	18
2 基本方針	18
3 施策体系	19
4 計画の目標値	20
第5章 計画の実現に向けた取り組み	21
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進	21
基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施	21
基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信	22
基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み	24
基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上	25
基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進	26
基本施策⑥ 学校での読書活動の推進	26
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	28
基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実	28
基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり	29
基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備	30
基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保	31
《子どもの発達段階に応じた取り組み》	32
《計画の推進》	36
【参考資料】	37
計画の策定プロセス	38
子どもの読書活動の推進に関する法律	39
習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領	41
子どもの読書活動 関係施設一覧	43
習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)	49

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」の基本理念に基づき策定するものです。

近年、生活環境の変化や価値観の多様化等により、すべての世代の「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。文化庁が令和6(2024)年に全国の16歳以上を対象にして実施した調査では、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が6割に上り、過去最大の数値となりました。

その中で、子どもたちも年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率^①の高さは課題となっています。

習志野市では、平成16(2004)年4月に「習志野市読書活動推進計画」、平成31(2019)年4月に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

この間、国のGIGAスクール構想により、小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、教育におけるデジタル化が進展し、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整っていることから、引き続き、多様な機会の提供に取り組む必要があります。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、知識や豊かな心を育てることができるよう、前期計画に続き、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

また、特に育児をしながら自身の生育過程を振り返っている保護者にとっても、子どもとともに過ごす読書時間が自らの癒しや励ましにつながってほしいと願うものです。

読書とは、教養・娯楽・情報収集・語彙力の向上のためだけではなく、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のうちで非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくための助けとなるものです。著名な児童文学者のリリアン・H・スミス^②は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

これらのことから、国や県の動向や本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

① 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

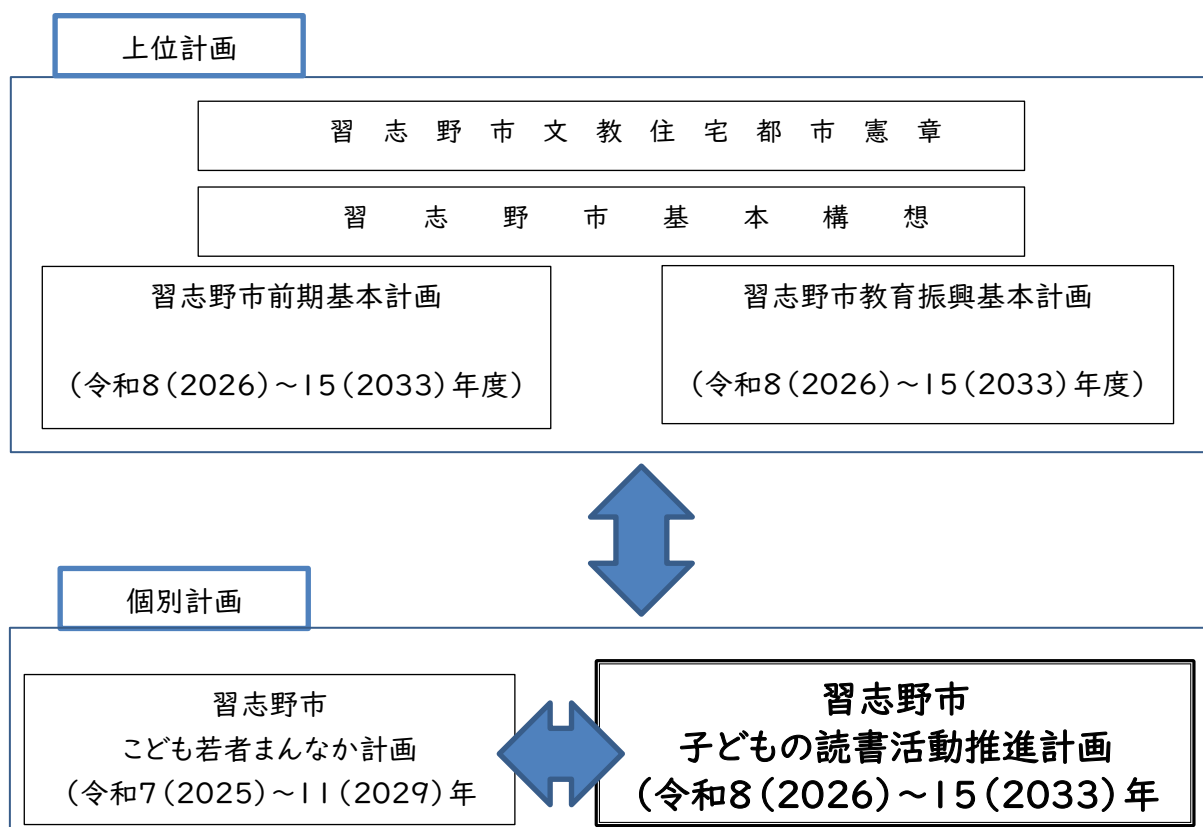
② リリアン・H・スミス：アメリカの児童文学者、小説家(1887-1983)。引用は「児童文学論」(岩波書店 2016 年刊)

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、策定します。なお、国計画における基本的方針は、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点です。

さらに、令和元(2019)年6月に施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき策定された、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」及び千葉県の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の内容を踏まえて策定します。

また、市の他の計画について、「習志野市基本構想」における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた「習志野市前期基本計画(令和8(2026)～15(2033)年度)」や「習志野市教育振興基本計画(令和8(2026)～15(2033)年度)」の子どもの読書施策に関する個別計画とするとともに、「習志野市こども若者まんなか計画(令和7(2025)～11(2029)年度)」と調和を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね18歳以下の子ども」と「子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教育・福祉・保健関係者等」とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等

1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

(1) GIGAスクール構想による1人1台端末の配備

令和元(2019)年に国から提唱されたGIGAスクール構想により、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。子どもたちにとってICT機器が身近なものとなり、紙の本だけではなく、電子媒体でも読書ができる環境が広まりました。

(2) スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用増・低年齢化

東京大学とベネッセ教育総合研究所が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査^③では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かりました。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況です。

2 国・千葉県の動向

(1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

国は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい方等も読書に親しむことができる社会の実現に向けて、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)を制定しました。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が策定されたほか、子どもに対する読書バリアフリーの取り組みとしては、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にその内容が反映されました。

千葉県についても、令和5(2023)年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、子どもに対する取り組みとしても「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」にその内容を反映しました。

(2) 学校図書館図書整備等計画の策定

令和4(2022)年1月、国は、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小・中学校等において、「学校図書館図書標準^④」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

^③ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」(令和5年10月)、ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datashu04/datashu04.pdf,
(参照 2025-7-15)

^④ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に国が定めたもの
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm
(参照 2025-7-31)

第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等

Ⅰ 前期計画の振り返り

(Ⅰ) 実施状況

前習志野市子どもの読書活動推進計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）に基づき実施した77の事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、中間年度である令和4（2022）年度末に計画の修正を行いました。

令和7（2025）年度までの7か年における主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会の提供を行いました。なお、おはなし会については、一部実施されていない施設もみられました。

基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

各関係機関にて、計画的な図書の購入や市民・保護者からの寄贈を募り、図書室や園の絵本コーナーの充実を図りました。また、幼稚園、保育所、こども園等では園で絵本の貸し出し等を行いました。また、一部実施されていない施設もみられました。

小・中学校では、令和5（2023）年7月に習志野市学校電子図書館（ナラシド♪ライブラリー）を導入し、読書の方法が広がりました。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

家庭・地域に向けて公民館で子どもの読書活動の大切さを学ぶ家庭教育学級を実施しました。

学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、各校・園で子どもの成長に合わせた読書指導を行いました。また、市立図書館では、館の利用に関する情報を周知するとともに、子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催しました。

基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動推進体制の整備として、保育所等では、保護者への情報発信ツールとして導入した保育業務支援システムを活用して、市立図書館からのお知らせや園で読み聞かせた本を周知しました。また、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図りました。

子どもの読書に係る人材の育成として、各市立図書館でおはなし会のボランティア登録を募り、活動を行いました。また、学校司書等が会議や研修に参加し、情報共有を図ることで資質の向上に努めました。

今後に向けて

- ・各幼稚園、保育所、こども園、学校等では、子どもが読書を楽しめるようにさまざまな取り組みを行っていますが、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や図書館の活用等、取り組み内容にばらつきがあり、全体での情報共有を行い、取り組みを広げていく必要があります。
- ・子どもたちの生活環境は今後さらに多様化していくことが予測され、全ての子どもが本に親しむことができるよう、多様な主体が相互に連携を強化して取り組む必要があります。

(2) 前期計画の目標達成状況

①読書が好きな子どもの割合

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	80.7%	75.3%	72.7%	82.1%	86.0%
千葉県	74.6%	73.7%	72.6%		
国	74.3%	73.1%	71.8%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	75.5%	75.3%	69.7%	78.5%	81.0%
千葉県	73.6%	70.2%	68.5%		
国	69.9%	68.2%	66.0%		

(資料)

平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度：全国学力・学習状況調査 (国)

令和 6 (2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート (習志野市)

読書が好きな子どもの割合は、小学校6年生・中学校3年生いずれも年度により増減が見られますが、令和6 (2024) 年度の数値は、計画策定当時に集計した値 (平成29 (2017) 年度) から上回る結果となりました。ただし、目標値に対しては、小学校6年生は約4ポイント、中学校3年生は約2ポイント下回り、未達成となりました。

中学校3年生は小学校6年生よりも読書が好きな割合が下がっています。様々な取り組みにより、国や千葉県平均は超えているものの、特に学年が上がるにつれて読書離れが起きていることがうかがえます。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

②普段 (月～金曜日) の、1日当たりの読書時間【30分以上】

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	43.0%	42.6%	40.8%	39.7%	48.0%
千葉県	38.7%	38.4%	40.0%		
国	36.5%	36.4%	37.3%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	31.2%	32.1%	33.7%	24.7%	37.0%
千葉県	31.4%	29.1%	30.9%		
国	29.2%	27.3%	28.4%		

(資料)

平成 29(2017) 年度～令和 5(2023) 年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和 6(2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間については、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)を下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、小学校6年生は約8ポイント、中学校3年生は約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1回以上】

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために利用した回数

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	29.0%	49.4%	27.5%	58.2%	40.0%
千葉県	35.0%		30.1%		
国	38.6%		32.9%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	12.2%	25.8%	14.9%	27.4%	20.0%
千葉県	16.5%		16.0%		
国	19.4%		18.5%		

(資料)

平成 29(2017) 年度、令和 5(2023) 年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和 4(2022) 年度、令和 6(2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数(月1回以上)については、年度により調査媒体が異なり、数値の揺れがありますが、令和6年度の数値において、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29年度)を2倍近く上回る結果となりました。

また、目標値に対して、小学校6年生は約18ポイント、中学校3年生は約7ポイント上回り、目標を達成しました。

豊富に蔵書がある学校図書館や地域の図書館に足を運び、本に触れられるように、引き続き蔵書の充実に努め、魅力的な周知を実施していく必要があります。

ー未就学児ー

④本が好きな保護者の割合

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	78.6%	77.9%	66.8%	84.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

本が好きな保護者の割合については、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約11ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約17ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

本に親しむ子どもを増やすには、保護者に向けてもアプローチを行い、親子で読書を楽しめるようなイベントや講座を開催するなどの取り組みが必要だと考えます。

⑤子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	74.6%	67.6%	65.5%	80.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

週1回以上子どもに読み聞かせを行う回数についても、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約9ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約15ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

⇒P.16【未就学児の読書活動について】へ

⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	45.6%	44.2%	38.7%	51.0%

(資料) 市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

月1冊以上、市立図書館で子どもの本を借りる割合についても、計画策定当時に集計した値（平成30（2018）年度）から徐々に減少し、令和6（2024）年度には約7ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

令和6（2024）年度に実施したアンケートで、読み聞かせに使う本の入手方法について尋ねたところ、「家にある本を利用する」が78.9%と最も多く、「本屋やインターネットで購入」が58.5%、「図書館から借りる」という回答は3番目に多い34.5%でありました。他にも、幼稚園、保育所、こども園から借りるという人も4.6%存在しています。このことから、本の入手方法は市立図書館に限らずさまざまなことが分かりました。市立図書館は、豊富な蔵書の中から自分で手に取って選ぶことができたり、司書が本の選び方の相談に乗ることができること等が特徴であり、引き続きその魅力について伝えていくことが大切です。

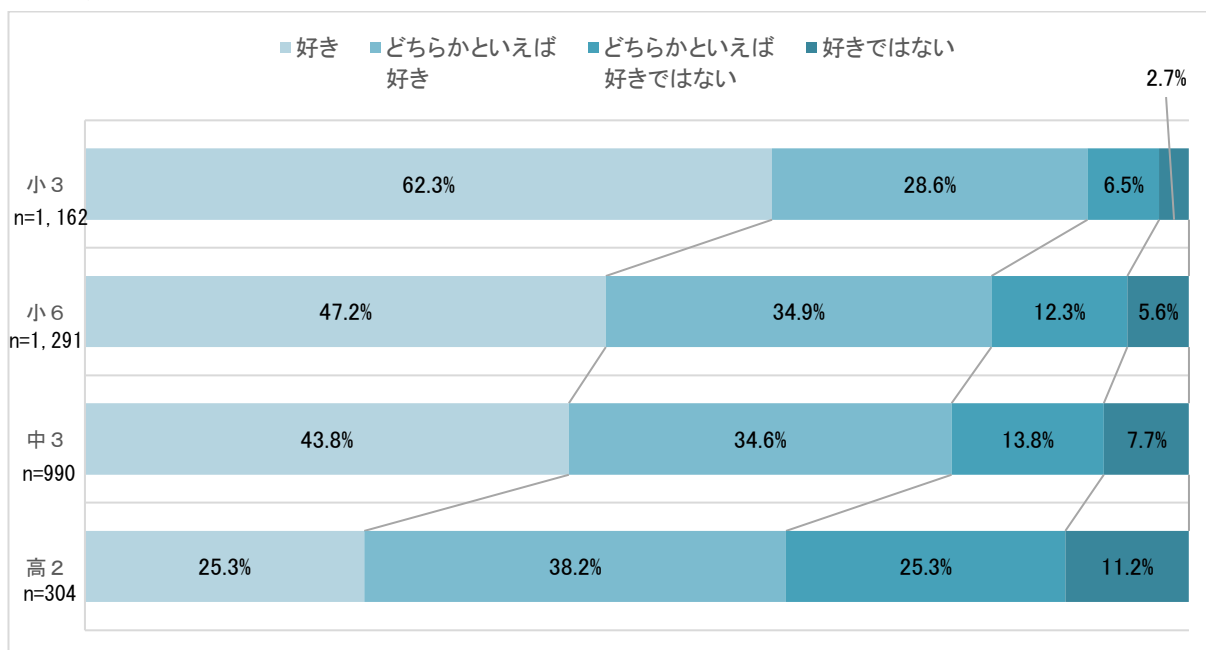
（3）アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点

【学年が上がるにつれての読書離れについて】

令和6年度に実施したアンケート調査によると、読書が好きな子どもの割合は、学年間（小3・小6・中3・高2）の比較において、小学校3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。また、1日あたりの読書時間についても、同様の傾向にあります。

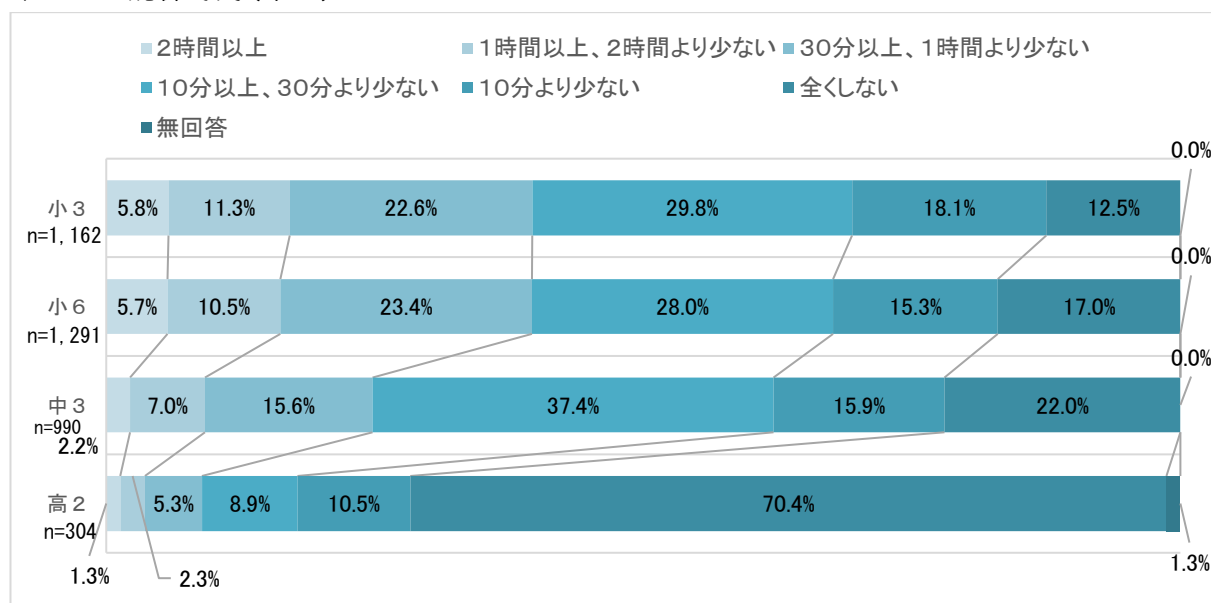
16歳以上が対象ではありますが、令和5（2023）年度に文化庁が実施した「国語に関する世論調査」でも、全国的に読書量が減っているとの回答が、過去の調査で最多の69.1%（16歳から19歳の年齢別では66.3%）となり、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは学年が上がるにつれて読書離れとなる要因の一つであると考えます。

◆読書は好きか



（資料）令和6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

◆一日の読書時間(平日)について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

《参考》

「読書量が減っている理由」について回答した割合(年齢別: 16~19 歳)

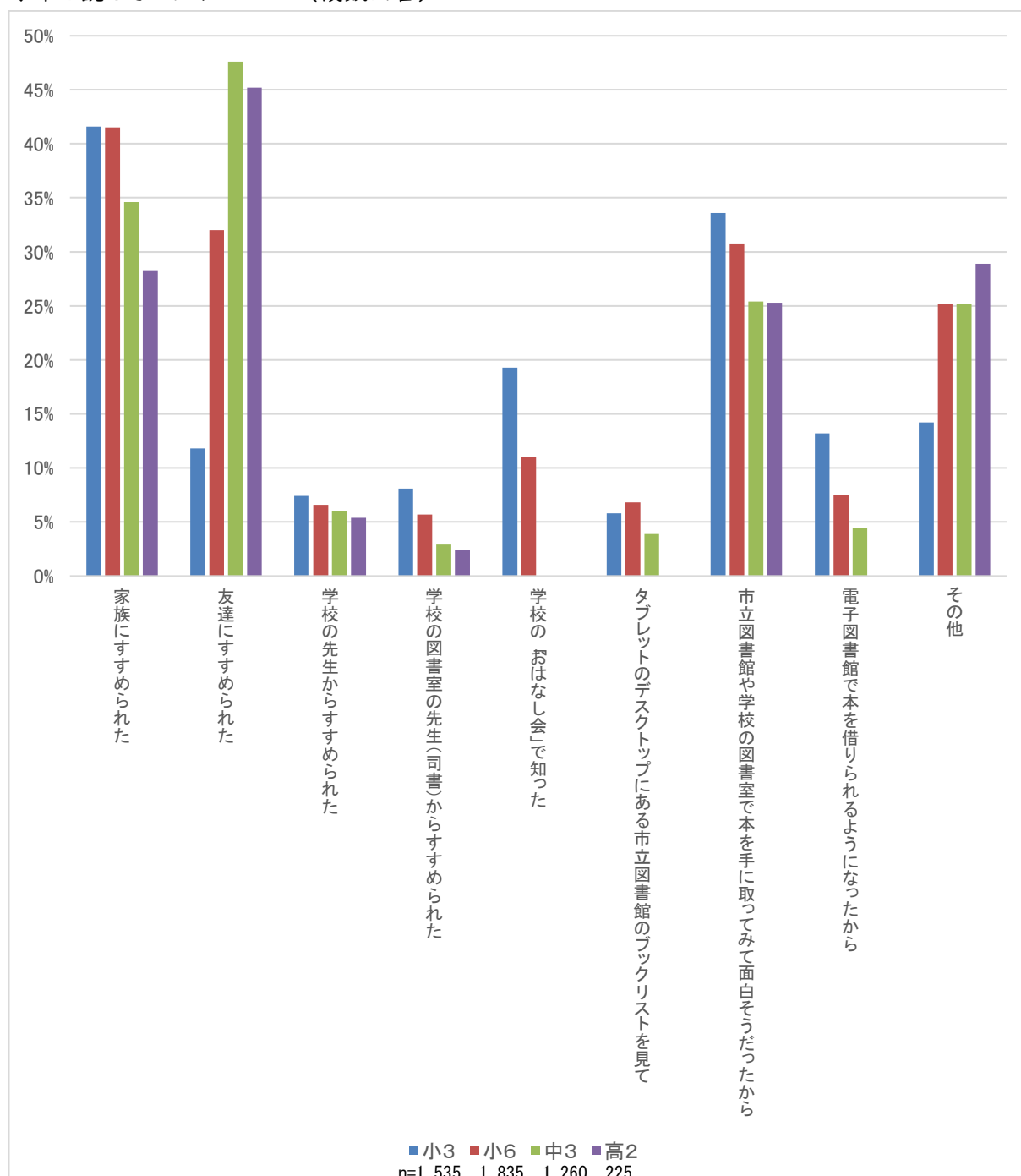
総数 (人)	情報機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等)で時間が取られる	仕事や勉強が忙しくて読む時間がない	視力など健康上の理由	テレビの方が魅力的である	読書の必要性を感じない
55人	70.9%	56.4%	1.8%	7.3%	12.7%

魅力的な本が減っている	近くに本屋や図書館がない	良い本の選び方が分からない	読みたい本が電子書籍でしか読めない	学校での読書指導が十分でない
1.8%	3.6%	5.5%	-	5.5%

(資料) 令和 5 (2023) 年度国語に関する世論調査(文化庁) ※全国調査

本を読むきっかけについて尋ねた設問では、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めています。「友達にすすめられた」は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。また、「図書館や図書室で本を手にとって面白そうだったから」も一定割合を占めますが、一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」という回答は比較的低くなっています。なお、令和3(2021)年に国立青少年教育振興機構が実施した調査^⑤では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示唆されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性があります。

◆本を読むきっかけについて(複数回答)



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

^⑤ 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」(令和3年3月)。国立青少年教育振興機構。
https://www.niye.go.jp/pdf/210811_02.pdf , (参照 2025-7-15)

今後の取り組みの視点

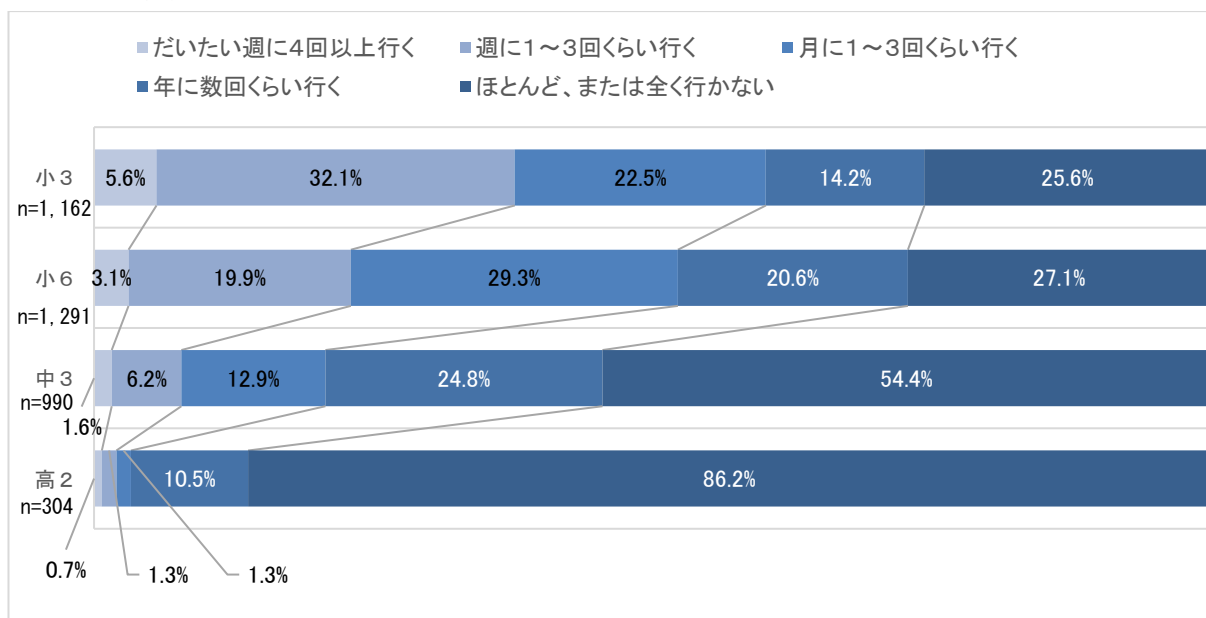
- ◆動画視聴では得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・学校図書館や市立図書館の司書など、周りの大人がいかに伝えられるかが大切だと考えます。⇒基本施策①③へ
- ◆その中で、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割は大きく、啓発に繋がるような情報発信をしていく必要があります。⇒基本施策②へ
- ◆しかしながら、本を読むことを強制的に押し付けるのではなく、「面白い本があるよ」といったように、やわらかく本の良さを伝えていくことが重要です。

【学校での読書活動の推進について】

学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。「こうすればもっと学校図書室へ行く」という設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面の回答が最も多く見られ、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くありました。

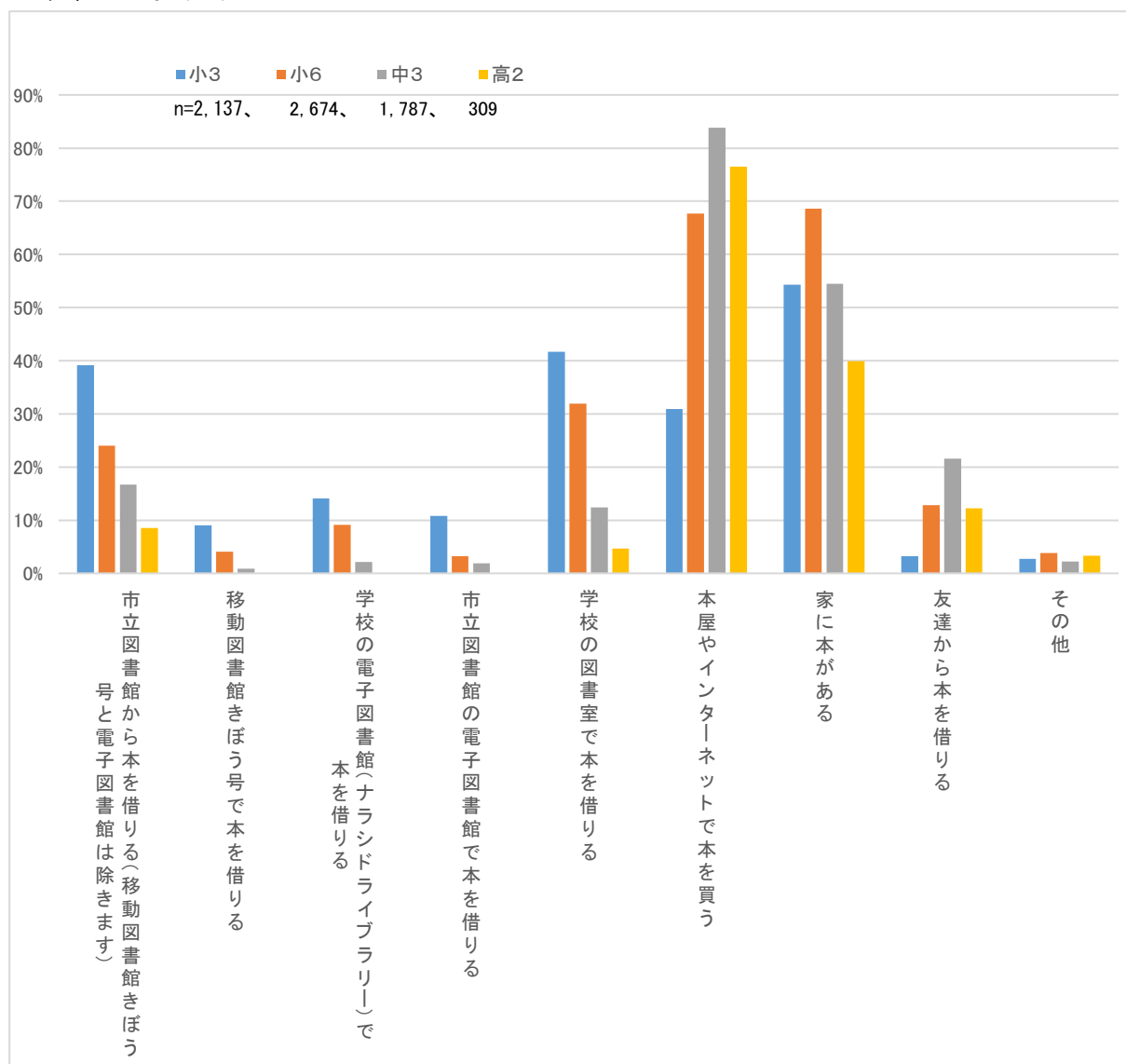
また、本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館で借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りる割合が上昇する傾向が見られています。

◆学校図書館について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

◆本の入手方法



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

今後の取り組みの視点

◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室がもっと使われる取り組みを行う必要があります。

(利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討など)

⇒基本施策⑧へ

◆各学校での取り組みを学校間で共有し、取り組みを全市的に広めていく必要があります。

⇒基本施策④⑥へ

◆子どもの読書活動の推進について、教職員等への意識付けを行い、授業やさまざまな目的で子どもが本に触れる機会を作っていくことが大切です。

⇒基本施策④へ

【未就学児の読書活動について】

10ページの前期計画の目標達成状況によると、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあります。

また、他の設問で、家庭の中で子どもに読み聞かせを行うのは「母親」との回答が最も多く、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1番多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多く見られました。アンケートのフリーアンサーでは、幼稚園、保育所、こども園でたくさん読み聞かせをしてほしいという声や、園での本の貸出しを希望する声が複数寄せられました。

共働き家庭が増加し、習志野市でも保育施設の数が増えている中、仕事等で忙しい保護者等による子どもへの読み聞かせの頻度が減っていることが要因の1つであると考えられ、幼稚園・保育所・こども園での読書への期待が大きくなっています。

◆読み聞かせをするうえで、障壁となっていること(複数回答)

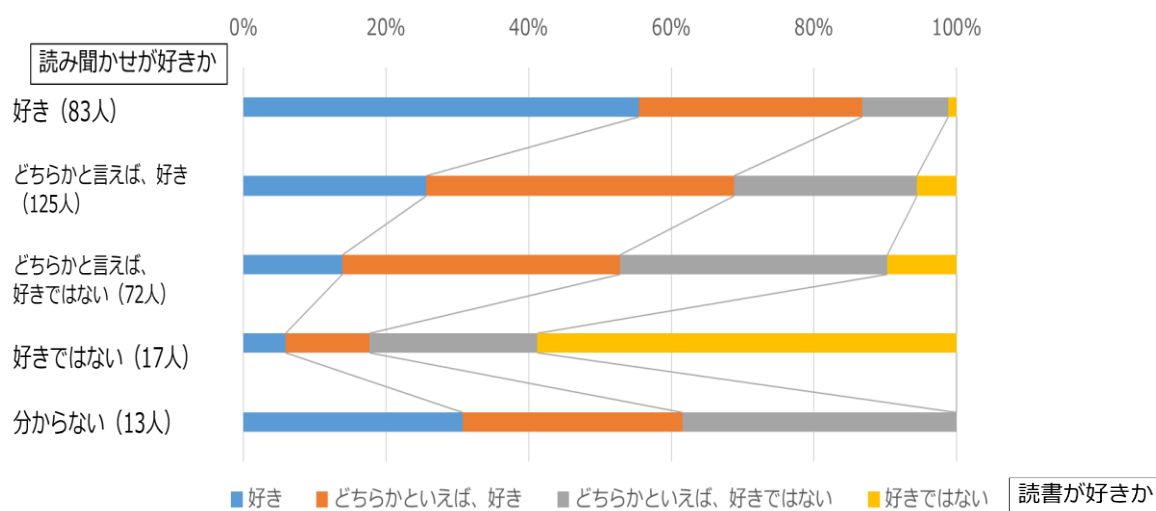
回答	障壁は特にない	保護者が仕事や家事で忙しく時間がない	子どもが習い事などで忙しく時間がない	保護者が読み聞かせに興味がない	子どもが本に興味を持たない	保護者が疲れていて読み聞かせできない
回答数	75	167	11	13	41	102
割合	24.8%	55.1%	3.6%	4.3%	13.5%	33.7%

回答	本の入手が難しい	本の選び方が難しい	その他	回答総数	回答者数
回答数	13	13	19	454	303
割合	4.3%	4.3%	6.3%		

(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

また、保護者自身の読書の好き嫌い子どもへの読み聞かせの好き嫌いについては、相関が見られました。

◆縦：読み聞かせが好きか 横：読書が好きか（クロス集計）



（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

なお、市立幼稚園、保育所、こども園において、職員による読み聞かせの実施や保護者への読書の啓発を積極的に行っていますが、市立図書館や読み聞かせを行っている地域のボランティア団体等と連携できていない園がありました。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査^⑥によると、小学校入学前に保護者から読み聞かせを「週4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、入学後の読書時間が1.5～2倍長くなる傾向にあり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向にあることが分かっています。

今後の取り組みの視点

◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取り組み

（手軽に読める本の紹介や幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせ強化 等）

⇒基本施策②⑤へ

時間がなく図書館に行けない層への取り組み

（電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知 等）⇒基本施策⑦へ

◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取り組みの推進 ⇒基本施策②⑤へ

保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取り組み

（読み聞かせの意義や「家読（うちどく）」の普及 等）

◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取り組み⇒基本施策①へ

◆「図書館」と幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化

⇒基本施策⑨へ

◆「図書館・幼稚園・保育所・こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨へ

^⑥ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」（令和 5 年 10 月）.ベネッセ教育総合研究所

https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf ,

（参照 2025-7-15）

第4章 基本目標・基本方針・施策体系

1 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等それぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取り組みを進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえつつ、前期計画に引き続き次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の2つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

I 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの実施

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考え方のもと、主に意識面に働きかけるという観点で、取り組みを実施します。

また、親子で一緒に絵本を読んだり、友達におすすめの本を紹介し合うなど、本を通して人と人の絆が生まれるような環境づくりや活動を実施します。

なお、子どもに本を読むことを無理に押しつけることは、読書の習慣化に繋がらず、読書自体が好きではなくなってしまうおそれがあります。本を読むことを勧める時は、子ども自らが読みたいと感じるような関わりを行うよう意識していきます。

II 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもたちが読みたいときに本が身近にあることが大切であるという考え方のもと、市立図書館、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。また、障がいや日本語を母語としない等、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

併せて、関係者、関係機関との連携をより強化し、子どもの読書活動の推進に向けて一体的に取り組みます。

基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

基本方針Ⅰ

社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

- 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施
- 基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信
- 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み
- 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
- 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進
- 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

基本方針Ⅱ

読書環境の整備と連携体制の構築

- 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実
- 基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり
- 基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備
- 基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

4 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小・中・高校生－

① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	90.9%	90%以上を維持
小学校6年生	82.1%	86.0%
中学校3年生	78.5%	81.0%
高校2年生	63.5%	69.0%

② 不読率(平日に本をまったく読まない子どもの割合)

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	12.5%	7.0%
小学校6年生	17.0%	12.0%
中学校3年生	22.0%	17.0%
高校2年生	70.4%	65.0%

※国・県の不読率の定義は、学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除き、「1ヶ月に本を1冊も読まない子どもの割合」としています。

※今後は、指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体を通した文書図画に触れる機会の状況についても本市独自に把握します。

－未就学児－

③ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
4歳児の保護者	65.5%	80.0%

第5章 計画の実現に向けた取り組み

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組めます。

基本方針Ⅰ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施

子どもが本を読むきっかけをつくり、楽しい読書経験ができるよう、おはなし会や講座等の催しを開催します。

また、保護者に向け、子どもの読書活動の意義等の啓発を行うほか、親子で読書を楽しめるような取り組みを行います。

★…前期計画での振り返り等を踏まえた重点施策

No.	事業	具体的な内容	担当
1	★おはなし会等の実施	子どもたちが絵本や物語に親しめるように、施設職員及びボランティア団体など、多様な主体による絵本や紙芝居の読み聞かせやおはなし会を実施します。 また、子どもが読み聞かせを楽しんでいる様子を保護者に見てもらったり、一緒に参加して親子で読書を楽しめるような企画を実施します。	図書館 こどもセンター きらっ子ルーム 公民館 小学校
2	講座の実施	図書館・公民館での子ども向け講座において、講座に関係した本を紹介するなど、本に関心のない子どもでも図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。また、図書館でも工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努めます。	図書館 公民館
3	★大人向け講演会・講座の実施	子どもの読書や児童文学に関する講演会や絵本及び本の選び方に関する講座を開催し、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。 また、読書に関心がない大人に向けて周知方法等を工夫し、例えば、親子が気軽に来て一緒に楽しめるような企画や講座を開催します。	図書館

基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信

子どもが自分の興味のある本に出会い、読書の楽しさに気づいてもらえるよう、各関係機関からおすすめの本等の情報発信を行います。

また、仕事や家事で忙しい保護者でも、手軽に読み聞かせができるような絵本の紹介を行うなど、「家読（うちどく）※」の一助となる取り組みを実施します。

※家読（うちどく）とは

「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所であり、保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をするのが大切です。



4	「家読（うちどく）」マークの活用	家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」について、市立図書館が作成した「家読（うちどく）マーク」を活用し、啓発や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
5	★広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信	市の広報紙や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や市立図書館利用について紹介します。	社会教育課 図書館
6	★子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
7	★学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 小学校 中学校 高校

8	家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級、親子講座などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館
9	子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を引き続き掲載するとともに、「家読(うちどく)」の普及に努めます。	子育てサービス課 図書館 社会教育課
10	子どもや中高生向け展示コーナーの工夫	子どもや中高生が興味のある本と出会うきっかけを作るため、市立図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
11	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
12	★SNSの活用の推進	中高生の読書や市立図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、SNSの活用を検討します。	図書館
13	図書館利用案内等の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、市立図書館以外の場所に、市立図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、市立図書館を利用していない方にも興味を持っていただくよう努めます。	図書館
14	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるという「子ども読書の日」の趣旨に合わせた事業や展示等を行います。	図書館
15	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本を探すお手伝いや、薦める本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館では、専用カウンターにて相談を受け付けます。	図書館
16	★ブックリストの配布等	子どもの年齢に応じて作成したブックリスト「よんでみて!」を、市立図書館やこどもセンターなどの各施設及び市内の小・中学生に配布します。そのほか、毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター(中高生向)」、「としょかんはらっぱ4・5・6(小学校4・5・6年生向)」、「としょかんはらっぱ(小学校1・2・3年生向)」の発行を継続し、児童生徒に配布しているタブレット端末に市立図書館のホームページでいつでも見られるようにします。	図書館 小学校 中学校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

17	★中高生の保護者への情報発信	中高生になると読書時間が急激に減少する中で、自分の興味がある本に出会い、楽しんでもらえるよう、大人の中で一番近い存在である保護者に向け、子どもの年齢に合わせたおすすめの本の紹介などの情報発信を行います。	社会教育課 図書館 中学校 高校
----	----------------	---	---------------------------

基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み

子どもたちが本に触れたり、図書館に行くきっかけをつくり、楽しい読書体験ができるよう取り組みます。

18	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんとも保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育てサービス課
19	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
20	小学1年生入学時の利用登録	移動図書館の巡回先の小学校で行っている1年生入学時における市立図書館の利用登録について、全小学校で実施します。	図書館
21	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることで、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
22	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生が、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験することで、市立図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
23	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務の体験を通じて、市立図書館と読書への関心を高めます。	図書館
24	ジュニア司書の推進	市立図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習を開催し、カリキュラムを終了した生徒を「ジュニア司書」として認定する子ども司書 ^⑦ 事業を推進します。	図書館
25	学習室の設置による中高生の図書館利用の促進	中央図書館及び新習志野図書館の学習室に、図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、学習室の利用を目的に来館した中高生を図書館利用に結びつける取り組みを実施します。	図書館

^⑦ 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、カリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

26	中央図書館の学校への図書館開放	市立図書館の使い方や本の探し方を伝え、図書館に親しむことを目的として、中央図書館の休館日に小学校のクラスや学年単位での開放を行います。	図書館
27	授業での図書館利用の推進	さまざまな授業科目や目的で学校図書館を利用・活用します。	指導課 小学校 中学校 高校
28	児童・生徒の読書に対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰を実施します。また、各学校の図書委員会では、学校図書館での貸出し冊数等に基づく表彰を実施しているところですが、学校長や教職員などが評価していく機会を拡充します。	小学校 中学校 高校
29	中高生の図書館事業への参加	中高生に市立図書館に親しみをもってもらえるよう、中高生本人からおすすめの本やイラストを投稿してもらい、中高生向けの図書コーナーに掲示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館のコミュニケーションの場を設け、図書館活動を共に行えるよう、事業を計画し、実施します。また、学校と連携し、中高生からおすすめの本についてのPOPや帯の投稿、学校図書館と市立図書館の本の交換展示などを実施し、図書館を中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 指導課 中学校 高校

基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するためには、家庭以外で子どもたちが生活のほとんどを過ごす学校、幼稚園・保育所・こども園での読書指導が重要です。職員等の大人が読書の大切さを意識し、研修による知識、技術の向上に努めるほか、他校の好事例等の情報共有を行うことで、市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
30	読書活動に関する研修会への参加	職員等が読書指導や読み聞かせの研修会に参加し、子どもの読書活動への理解を深めるとともに、知識、技術の向上に努めます。	小学校 中学校 高校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園
31	図書館職員の研修会参加	市立図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館

32	★教職員への学校図書館活用の意識付け	さまざまな授業科目や目的で学校図書館が活用されるよう、教職員や学校司書に働きかけを行います。	指導課 小学校 中学校 高校
33	★各学校図書館間・司書教諭間の情報共有	各学校司書が出席する司書会議、指導課と各学校の図書主任の教職員・学校司書が出席する図書主任会議を開催し、各学校への読書活動推進の働きかけや取り組みの共有を行います。	指導課 小学校 中学校 高校

基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進

読書の習慣付けのきっかけとして、乳幼児期から絵本が身近にあることが重要です。乳幼児が家庭以外で過ごす時間の多い幼稚園・保育所・こども園で、保育者が絵本の読み聞かせ等を行ったり、乳幼児が絵本に触れられる環境を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
34	★幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進	子どもが本に親しみ、本を読む習慣を身に付けられるように、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。 また、絵本の貸出し、保育の中での市立図書館の利用など、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園

基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

学校図書館以外の場所でも学校内で本に触れる機会を作ることが、子どもたちにとって本がより身近な存在とするため、クラスで過ごす時間や放課後の居場所で読書に親しむ環境・機会を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
35	放課後児童会での読書活動の充実	子どもが静かに読書をする時間を設けることに加え、読み聞かせを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、放課後児童会間で蔵書の交換を行い、より多様な読書の機会を確保します。	児童育成課
36	学級文庫の充実	市立図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校
37	学校での読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小学校 中学校 高校

38	学校での「朝読」等の実施	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や市立図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小学校 中学校
39	★学校司書の配置と活用	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討します。 また、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 ^⑧ 、教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介、授業への関わり等を行います。	指導課 小学校 中学校 高校
40	放課後子供教室での読書活動の充実	子どもが放課後を過ごす放課後子供教室で、静かに読書をする場所を設けることに加え、読書に親しむことができるプログラムを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、全学年の子どもが興味を持つような蔵書の整備に努めます。	社会教育課

^⑧言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実

家庭や学校、図書館など、それぞれ子どもが過ごすところで本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。各機関で豊富な蔵書を揃え、手軽に本を手にとることができるような環境を整備します。

No.	事業	具体的な内容	担当
41	蔵書の充実等	市立図書館では、子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、市立図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所・こども園、こどもセンター、きらっ子ルーム、放課後児童会では、図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。 また、公民館の図書コーナーでは、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。	図書館 幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 児童育成課 公民館
42	★学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施	市立図書館では、各施設の読み聞かせや学校の調べ学習、小・中学校の朝読書を支援するため、学校に向けた団体貸出しを行います。 また、市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる年中行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
43	市民からの本の寄贈の受付と各施設への提供	市立図書館で、市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館
44	★電子図書館の利用の促進	さまざまな読書環境や機会を提供するため、電子図書館 ^⑨ の利用を促進・周知するとともに先進的な取り組みについて調査、研究します。	図書館
45	★学校電子図書館利活用の推進	小・中学校生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」の利活用の拡大を図ります。	指導課 小学校 中学校
46	移動図書館の学校への巡回	市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用しやすくなるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。	図書館
47	予約本の市役所受け取りの普及	各市立図書館の予約本を、市役所でも受け取りができることを周知します。	社会教育課 図書館

^⑨ 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり

各学校では、子どもの年齢や教育に適した資料を充実させるほか、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境を整えます。

No.	事業	具体的な内容	担当
48	★学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習・情報センター」としての機能の強化を図り、児童・生徒が手に取りたくなるような、選書を心がけます。	指導課 小学校 中学校 高校
49	★学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報センターとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機の設置等を検討します。	総合教育センター 小学校 中学校 高校
50	★学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動を様々な授業で推進していきます。	小学校 中学校 高校
51	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル [®] や読書月間の設定等に取り組みます。	小学校 中学校 高校

⑩ ビブリオバトル：発表者たちがおススメの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもと関わる各関係機関が連携協力し、さまざまな読書体験を作り出すことが大切です。

No.	事業	具体的な内容	担当
52	★子どもの読書に関わる関係者のニーズ集約・連携・進捗管理	本計画に関わる関係者（市立図書館・各施設・ボランティア団体など）のニーズを集約するとともに、関係者間の連携ができるよう繋ぐ役割を担います。 また、地域住民や NPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組めます。	社会教育課
53	★図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化	子どもたちがさまざまな読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や本の団体貸出を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園
54	★地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり	公民館は、地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に活動場所を提供します。 市立図書館は、公民館、学校、幼稚園・保育所・こども園等で読み聞かせをしている団体に長時間の図書館資料の貸出しにより活動を支援します。 また、これから地域で学校等で読み聞かせを始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	社会教育課 図書館 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校

基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど、全ての子どもたちが読書を楽しむことができるよう、環境の整備及び機会の確保に努めます。

55	障がいのある子どもの読書活動の支援	市立図書館は、障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック ^⑩ を収集します。市立図書館と学校、関係機関が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小学校 中学校 高校 障がい福祉課 あじさい療育 支援センター ひまわり発達 相談センター
56	日本語を母語としない子どもの読書活動の支援	市立図書館は、日本語を母語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館

^⑩ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

《子どもの発達段階に応じた取り組み》

子どもの読書習慣を形成するためには、発達段階に応じて途切れのないアプローチを行うことが重要です。基本施策①～⑩までの計56事業については、下の表のとおり年齢別に分類し、取り組みます。

○幼稚園、保育所等の時期（6歳頃まで） 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。 さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。	（事業番号・事業名） No.1 おはなし会等の実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.6 子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.8 家庭教育学級等での「家読（うちどく）」等の情報発信 No.9 子育てハンドブックを活用した「家読（うちどく）」の普及 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNSの活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.18 ブックスタート事業の実施 No.19 誕生記念図書館カードの配布 No.21 読書手帳の配布 No.34 幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進 No.41 蔵書の充実等 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○小学生の時期（6歳から12歳まで） 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。	（事業番号・事業名） No.1 おはなし会等の実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読（うちどく）」マークの活用

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。	No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNS の活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.20 小学1年生入学時の利用登録 No.21 読書手帳の配布 No.22 1日図書館員の実施 No.26 中央図書館の学校への図書館開放 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.35 放課後児童会での読書活動の充実 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.40 放課後子供教室での読書活動の充実 No.41 蔵書の充実等 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.46 移動図書館の学校への巡回 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○中学生の時期(12歳から15歳まで) 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。	(事業番号・事業名) No.4 「家読(うちどく)」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進

	No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.23 職場体験の受入れ No.24 ジュニア司書の推進 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで） 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。	（事業番号・事業名） No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.37 学校での読書指導の充実 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.48 学校図書館の資料の充実

	No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
--	--

★子どもの読書活動の推進における大人の役割

家庭（保護者など）

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の習慣化に積極的な役割を果たしていく必要があります。そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

学校・幼稚園・保育所・こども園（教職員・学校司書・保育士など）

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

地域（市立図書館・ボランティア団体など）

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる取り組みを一層推進する必要があります。

＜計画の推進＞

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、教育・福祉・保健関係者、保護者、地域住民、NPO 法人、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

(2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況、実績等を「子どもの読書活動推進計画推進委員会」において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析・評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」及び「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組みます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（ICT）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、取り組み項目を適宜、追加・修正を行うなど必要に応じた見直しを行います。

【参考資料】

計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、前期計画（平成31（2019）～令和7（2025）年度）の成果検証や課題把握のため、令和6（2024）年度に「子どもの読書に関するアンケート」を行いました。これらの調査結果をもとに、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から構成する「習志野市社会教育委員会」における審議を経た上で、令和7（2025）年11月に「習志野市子どもの読書活動推進計画（令和8（2026）～令和15（2033）年度）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集し、「令和8年習志野市教育委員会第3回定例会」での議決を経て策定しました。

（1）計画の策定経過

	日程	会議・作業等	内容
令和6年	2月1日	令和5年度第3回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査内容の検討
	5月1日～ 6月10日	アンケート調査の実施	
	8月22日	令和6年度第1回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査結果の報告
	9月25日	令和6年習志野市 教育委員会第4回定例会	アンケート調査結果の報告
令和7年	1月22日	令和7年習志野市 教育委員会第1回定例会	習志野市社会教育委員への諮問に関する審議
	1月30日	令和6年度第3回 習志野市社会教育委員会	計画策定に係る諮問
	6月24日	令和7年度第1回 習志野市社会教育委員会	策定に係る進捗報告・具体的施策の審議
	8月22日	令和7年度第2回 習志野市社会教育委員会	素案の審議及び答申案の検討、答申の決定
	9月24日	令和7年習志野市 教育委員会第9回定例会	習志野市社会教育委員からの答申についての報告
	10月22日	令和7年習志野市 教育委員会第10回定例会	パブリックコメントの実施について
	10月24日	臨時庁議	パブリックコメントの実施について
	11月12日	令和7年度第3回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメントの実施について
	11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：●●名 意見などの件数：●●件
令和8年	2月●日	令和7年度第4回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメント結果報告
	3月19日	庁議	最終案についての報告
	3月25日	令和8年習志野市 教育委員会第3回定例会	最終案についての審議

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

（設置）

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- （2）その他推進計画に関し必要な事項

（組織等）

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

（資料の提出等）

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	学務課長
6	指導課長
7	障がい福祉課長
8	こども保育課長
9	子育てサービス課長

子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	4園	20園	
幼稚園	3園	2園	
こども園	7園	5園	
小規模 保育事業所		11園	
ひまわり発達 相談センター	1施設		
あじさい療育 支援センター	1施設		

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	9施設		
放課後児童会	38施設		
放課後子供教室	15施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

(ア) 保育所・幼稚園・こども園

① 市立保育所(4園)

名称	所在地
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

② 私立保育園(20園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
プレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO 本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津1丁目15番22号津田沼ザ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号アーバンビル3階～5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号

リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッピングセンター内
キッズガーデン津田沼園	谷津2丁目9番18号
大久保みのり保育園	大久保2丁目7番7号
青葉保育園	津田沼3丁目14番17号
藤崎みつばし保育園	藤崎3丁目2番19号

③ 市立幼稚園(3園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号

④ 私立幼稚園(2園)

名称	所在地
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(7園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号
向山こども園	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園	藤崎4丁目20番3号

⑥ 私立こども園(5園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
プレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園 青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号
幼稚園型認定こども園 第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
幼稚園型認定こども園 習志野みのり幼稚園	藤崎4丁目20番3号

⑦ 小規模保育事業所(11園)

名称	所在地
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4丁目11番11号 小倉第一ビル1階
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1丁目12番13号 フォーレス奏の杜1階
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6丁目15番1号 グラシア津田沼2 1階
杜の子保育園	奏の杜2丁目17番10号 West 奏の杜1階

ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼1丁目23番1号 イオンモール津田沼3階
スマイルセレスンススポーツ保育園谷津	谷津5丁目4番8号京成谷津駅前ビル2階
ひまわり保育園	大久保1丁目21番14号 琴富ビル2階C号室
ひまわり保育園2nd	大久保1丁目20番19号 エスタシオ1階
ひまわり保育園3rd	本大久保4丁目12番3-B号 パルテール習志野
ひまわり保育園 Sola	谷津6丁目16番19号スマートプラン津田沼 ツインビルB棟1階
ロゼッタ保育園	秋津5丁目5番6号

(イ) ひまわり発達相談センター

名称	所在地
ひまわり発達相談センター	秋津3丁目5番1号

(ウ) 障害児通所支援事業所

名称	所在地
あじさい療育支援センター	秋津3丁目4番1号

(エ) 小学校・中学校・高等学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実籾1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実籾高等学校	実籾本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)

(オ) こどもセンター・きらっ子ルーム(9施設)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
向山こども園こどもセンター	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園こどもセンター	藤崎4丁目20番3号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

(カ) 放課後児童会

名称	所在地
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦1丁目1番1号
大久保第一児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第二児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第三児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第四児童会	藤崎6丁目9番28号
鷺沼第一児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第二児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第三児童会	鷺沼1丁目8番28号
谷津第一児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第二児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第三児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第四児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第五児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第六児童会	谷津5丁目1番17号
大久保東児童会	大久保2丁目12番1号
東習志野第一児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第二児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第三児童会	東習志野3丁目4番2号
実花第一児童会	東習志野6丁目7番2号
実花第二児童会	東習志野6丁目7番2号
つだぬま第一児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第二児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第三児童会	津田沼4丁目5番1号
向山第一児童会	谷津2丁目16番32号
向山第二児童会	谷津2丁目16番32号
実籾児童会	実籾1丁目25番1号
藤崎第一児童会	藤崎4丁目12番1号
藤崎第二児童会	藤崎4丁目12番1号
屋敷第一児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第二児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第三児童会	屋敷2丁目1番1号
秋津児童会	秋津3丁目1番1号
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦5丁目11番1号
香澄児童会	香澄4丁目6番1号
谷津南第一児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第二児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第三児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第四児童会	谷津3丁目1番36号

(キ) 放課後子供教室

名称	所在地
大久保東小学校放課後子供教室	大久保2丁目12番1号(大久保東小学校内)
東習志野小学校放課後子供教室	東習志野3丁目4番2号(東習志野小学校内)
秋津小学校放課後子供教室	秋津3丁目1番1号(秋津小学校内)
袖ヶ浦西小学校放課後子供教室	袖ヶ浦1丁目1番1号(袖ヶ浦西小学校内)
袖ヶ浦東小学校放課後子供教室	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)
藤崎小学校放課後子供教室	藤崎4丁目12番1号(藤崎小学校内)
屋敷小学校放課後子供教室	屋敷2丁目1番1号(屋敷小学校内)
実花小学校放課後子供教室	東習志野6丁目7番2号(実花小学校内)
向山小学校放課後子供教室	谷津2丁目16番32号(向山小学校内)
香澄小学校放課後子供教室	香澄4丁目6番1号(香澄小学校内)
鷺沼小学校放課後子供教室	鷺沼3丁目1番1号(鷺沼小学校内)
津田沼小学校放課後子供教室	津田沼4丁目5番2号(津田沼小学校内)
大久保小学校放課後子供教室	藤崎6丁目9番28号(大久保小学校内)
谷津南小学校放課後子供教室	谷津3丁目1番36号(谷津南小学校内)
実籾小学校放課後子供教室	実籾1丁目25番1号(実籾小学校内)

※令和9年度開設予定:谷津小学校(習志野市こども若者まんなか計画)

(ク) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

(ケ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)

○調査対象者及び調査方法

対象(※)	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
4歳児保護者	インターネット	R6.5.14 ～ R6.5.31	351人	310人	88%
小学校3年生		R6.5.1 ～ R6.6.10	1,467人	1,162人	79%
小学校6年生			1,444人	1,291人	89%
中学校3年生			1,338人	990人	74%
高校2年生	紙	R6.5.14 ～ R6.5.17	316人	304人	96%

※4歳児保護者…市立幼稚園・保育所・こども園に通う4歳児保護者への連絡ツール「コドモン」に登録している保護者全員

小学校3年生・6年生…市立小学校(16校)の3年生・6年生全員

中学校3年生…市立中学校(7校)の3年生全員

高校2年生…習志野市立習志野高等学校の2年生全員

【4歳児保護者への設問】

- ①子どもとの関係
- ②家族構成
- ③家庭で誰が子どもに読み聞かせをしているか
- ④読み聞かせは好きか
- ⑤読み聞かせの頻度
- ⑥一回あたりの読み聞かせの時間
- ⑦読み聞かせをして良かったこと
- ⑧本の入手方法
- ⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしているか
- ⑩読み聞かせをするうえで障壁となっていること
- ⑪図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑫借りない理由はなにか(⑪で「借りない」人)
- ⑬回答者が子どもの頃、読み聞かせをしてもらったか
- ⑭通園している園名
- ⑮回答者自身は読書が好きか
- ⑯子どもがテレビやスマホなどを視聴することに対する制限の有無
- ⑰子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと(自由記載)

【小学校3年生～高校2年生への設問】

- ①(高校2年生のみ)住まいは市内・市外のどちらか
- ②読書は好きか
- ③学校図書室に行く頻度
- ④こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ⑤地域図書館に行く頻度
- ⑥こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑦普段の読書時間(平日)
- ⑧普段の読書時間(休日)
- ⑨本の入手方法
- ⑩本を読むきっかけ
- ⑪(小・中学校のみ)通学している学校名

○アンケート調査結果(抜粋)

1. 4歳児保護者 (○は設問番号)

①あなたとお子さんの関係を教えてください。

回答	父親	母親	祖父	祖母	その他の親族等	計
回答数	47	263	0	0	0	310
割合	15.2%	84.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

③あなたのご家庭では、誰がお子さんに読み聞かせをしていますか。(複数回答)

回答	読み聞かせをしていない	父親	母親	子どもの兄弟姉妹	祖父	祖母
回答数	24	179	278	48	3	23
割合	7.7%	57.7%	89.7%	15.5%	1.0%	7.4%

回答	曾祖父母	その他の親族等	回答総数	回答者数
回答数	0	1	556	310
割合	0.0%	0.3%		

⑧読み聞かせに使う本は、主にどのように入手しますか。(複数回答)

回答	市立図書館から本を借りる (移動図書館きぼう号と電子図書館は除きます)	移動図書館きぼう号で本を借りる	市立図書館の電子図書館で本を借りる	幼稚園・保育所(園)等から本を借りる	本屋やインターネットで本を購入する	家にある本を利用する
回答数	98	9	4	13	166	224
割合	34.5%	3.2%	1.4%	4.6%	58.5%	78.9%

回答	電子書籍を利用する(電子図書館は除きます)	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・知人から本を借りる・もらう ・通信教育の教材として入手する ・他市(千葉市)等の移動図書館で本を借りる など
回答数	9	22	545	284	
割合	3.2%	7.7%			

⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしていきますか。(複数回答)

回答	市立図書館のブックリスト	市立図書館以外(出版社等)のブックリスト	子育て関連の本	子育て関連のウェブサイト	幼稚園・保育所(園)等からの情報	友人等からの情報
回答数	41	14	35	56	49	56
割合	14.5%	4.9%	12.4%	19.8%	17.3%	19.8%

回答	もともと知っている本から選ぶ	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・自分の子どもが選んだ本(記載多数) ・自分で探して選ぶ ・図書館からの情報 など
回答数	145	85	481	283	
割合	51.2%	30.0%			

習志野市子どもの読書活動推進計画
(令和8(2026)～15(2033)年度)

■発行・編集 習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課
〒275-8601
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)